

七 第42条の8《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の8 - 2 <u>280万円以上</u>.....</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の8 - 2 <u>250万円以上</u>.....</p>
<p>(圧縮記帳をした事業化設備等の取得価額)</p> <p>42の8 - 3 <u>280万円以上</u>.....</p>	<p>(圧縮記帳をした事業化設備等の取得価額)</p> <p>42の8 - 3 <u>250万円以上</u>.....</p>
<p>(総収入金額)</p> <p>42の8 - 7<u>固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るもの</u>.....</p>	<p>(総収入金額)</p> <p>42の8 - 7<u>固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの</u>.....</p>
<p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>42の8 - 8<u>措置法第65条の7第4項又は第12項</u>.....</p>	<p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>42の8 - 8<u>措置法第65条の7第4項</u>.....</p>
<p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>42の8 - 9 (1) (2) (3) (4)</p>	<p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)</p> <p>42の8 - 9 (1) (2) (3) (4)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5)</p> <p>(6) 措置法第66条第1項.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p><u>(事業化設備等のリース税額控除等の取扱いの準用)</u></p> <p><u>42の8 - 12 42の6 - 15の2 及び42の6 - 15の3 の取扱いは、措置法第42条の8 第3項の規定の適用について準用する。</u></p>	<p>(5)</p> <p>(6) <u>法第51条第1項に規定する特定出資又は措置法第66条第1項.....</u></p> <p>.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p><u>(被合併法人から受け入れた事業化設備等に係る税額控除)</u></p> <p><u>42の8 - 12 被合併法人がその取得等をして事業の用に供した事業化設備等につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の8 第2項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該事業化設備等について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</u></p> <p><u>(注) 合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の8 第5項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>